

入札説明書

(市道等区画線設置業務の単価契約の入札に係る留意事項)

1 入札について

本案件は、電子入札システムにより入札後、必要な資格を審査する条件付一般競争入札により入札を行います。

入札に参加される方は、市道等区画線設置業務の設計図書等の見込み数量で入札価格を算出し、入札を行ってください。

※ 本案件を電子入札システムで検索する際は、工事ではなくコンサル（その他）で検索してください。

2 業務の内容について

この業務の内容等については、市道等区画線設置業務委託特記仕様書に記載されたものとします。

3 業務区域について

市道等区画線設置業務を委託する区域は、「福山市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則」に定める学区を基に定めた区域とします。

4 見込み数量について

上記の見込み数量はあくまで予定であり、契約締結後の数量を保証するものではありません。

5 最低制限価格について

この業務は、最低制限価格を設定しています。最低制限価格については、福山市建設工事最低制限価格事務取扱要領第3条第1号及び第4条に準じて設定しています。

福山市建設工事最低制限価格事務取扱要領（抜粋）

第3条 電算基準最低制限価格（以下「基準価格」という。）は、工事の種類ごとに次の各号に定める式により算定する。なお、基準価格に1,000円未満の端数があるときは、これを1,000円に切り上げるものとする。

（1）土木関連工事

直接工事費×97%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×90%＋一般管理費等×68%

第4条 最低制限価格は、基準価格をもとに、0%から0.3%未満の許容範囲内において任意に電子計算機が算出した額（すべての入札金額が当該算出金額を下回った場合は、当該基準価格とする。以下「基準最低制限価格」という。）に消費税及び地方消費税相当額を加えて得た額とする。

2 最低制限価格は、開札時に算出するものとする。

3 基準価格が電算基準予定価格の92%を超える場合には、最低制限価格は、電算基準予定価格の92%を基準価格として第1項により設定するものとする。

4 基準価格が電算基準予定価格の75%を下回る場合には、最低制限価格は、電算基準予定価格の75%を基準価格として第1項により設定するものとする。

6 契約時の単価算出方法について

市道等区画線設置業務の契約は、施工名称ごとの単価契約とします。単価契約の金額は、予定価格に対する入札価格の割合を、予定価格を算出する際の施工名称ごとの価格に乘じて得た額とします。

7 変更契約について

1の入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を予定総額とします。予定総額は、この契約における支払限度額とし、支払限度額の増額及び契約単価の追加が必要な場合は、これを変更することができるものとします。この場合、当初契約している単価及び単価を算出するための諸経費率は変更しないものとします。

入札手続に関する質問は、**建設政策課契約担当**

E-MAIL keiyaku@city.fukuyama.hiroshima.jp

TEL 084-928-1076

業務内容に関する質問は、**道路整備課**

E-MAIL douro-seibi@city.fukuyama.hiroshima.jp

TEL 084-928-1081 （又は 928-1082、928-1083）

までお問い合わせください。